

県内建築物木造木質化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、紀州材の需要拡大を図るとともに、環境や人に優しい木材の良さを幅広く伝えるため、紀州材を使用して民間施設の設計又は建設する者、若しくは民間施設の備品について紀州材を使用した木製品で整備する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 紀州材 県内の森林で生産され、県内で製材加工された木材及び木材加工品であって、紀州材認証システム実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日制定）第 2 条第 6 項に規定する紀州材証明書による証明を受けたものをいう。
- (2) 紀州材土中杭 県内の森林で生産された木材から作られた地盤を改良するための杭であって、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月林野庁制定）に基づく方法により、合法的に伐採された木材のみを原料としていることが証明されるものをいう。
- (3) 民間施設 民間の事業者が県内で建設、運営及び管理する施設をいう。
- (4) 地盤改良 紀州材土中杭を用いて地盤改良を行う工事をいう。
- (5) 木造化 建築物の新築、増築又は改築に当たり、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定される構造耐力上主要な部分である壁、柱、土台、横架材等（以下「構造部材」という。）に紀州材を使用することをいう。
- (6) 木質化 建築物の新築、増築、改築又は改修に当たり、内装材、外装材及び造り付けの家具等に紀州材を使用することをいう。
- (7) 木製品整備 紀州材を素材として使用した木製品により、設備の整備を行うことをいう。
- (8) 子育て支援に関する木製品 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項に規定される乳児及び幼児、若しくは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 17 条第 1 項に規定される学齢児童の使用を前提として作製された木製品をいう。
- (9) 木造設計 建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造部材に紀州材を使用する木造建築物の実施設計を行い、建築工事の施工のために必要な設計図書（意匠設計図、構造設計図、構造計算書、設備設計図、確認申請図書、工事費概算図書、仕様書など）を作成する業務をいう。
- (10) 延べ面積 建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定される面積をいう。
- (11) 建築物木材利用促進協定 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に規定される協定をいう。

(補助対象施設)

第3 補助金の交付の対象となる居住の用に供しない民間施設（以下「民間非住宅建築物」という。）は、県民が一般に利用可能な施設とする。ただし、利用者が限定される場合であっても、木材利用の意義を広く県民に伝える施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設は、補助金の交付の対象としないものとする。

ア 戸建て住宅、分譲住宅、賃貸住宅、社員住宅等の専ら居住の用に供する施設

イ 国又は地方公共団体が建設、運営及び管理する施設

ウ 資本金の全部又は一部が国又は地方公共団体からの出資による法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人が建設、運営及び管理する施設

エ 専ら宗教活動や政治活動の用に供する施設

オ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団員が関与している施設

キ その他補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある施設

(補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 県内に所有又は管理する民間非住宅建築物について、地盤改良、木造化、木質化又は木製品整備を行う者

(2) 民間非住宅建築物を所有又は管理する者と設計業務に関する委託契約を締結した建築士事務所登録者であって、木造設計を行う者

(補助事業)

第5 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が県内の民間非住宅建築物について実施する次に掲げる事業とする。

(1) 地盤改良を行う事業

(2) 木造化を行う事業（当該建築物を木造の部分と木造以外の部分とを有する構造（以下「混構造」という。）とする事業を含む。）

(3) 木質化を行う事業

(4) 木製品整備を行う事業

(5) 木造設計を行う事業（混構造とする事業を含む。）

(補助対象経費等)

- 第6 補助事業における補助対象者、補助金の交付の対象経費、上限単価、補助率、補助限度額及び補助事業の条件は、別表1のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助対象経費（紀州材土中杭、紀州材及び木製品整備に要する経費）は、購入した木材等の運搬、設置のための施工その他の作業に要する経費を除いた費用とする。
- 3 上限単価の額には、消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。
- 4 補助対象経費の金額は、算出基礎額（補助対象経費に係る設計額をいう。ただし、部材又は製品（以下「補助対象物」という。）ごとの単価の上限及び木造設計に係る単価の上限は、第1項に掲げる上限単価とする。）に、総事業費に係る当初の予定価格に対する実際の契約額の割合を乗じて得た額（事業の実施に係る契約が締結されていない場合にあっては、算出基礎額）とする。
- 5 本要綱第3第2項アに掲げる施設と併用する場合にあっては、居住の用に供する部分、廊下、便所等の共用部分は、補助対象経費に含めないものとする。
- 6 本要綱第5第1項第1号から第4号までに掲げる補助事業について、補助金の交付を受けようとする年度以前に着手したものは補助の対象としない。ただし、複数年にわたり地盤改良、木造化、木質化及び木製品整備を行う場合にあっては、補助金の交付を受けようとする年度に施工又は整備するものに限り補助の対象とする。
- 7 本要綱第5第5号に掲げる補助事業について、混構造とする場合にあっては、補助対象経費の算出基礎額に木造の部分以外の延べ面積を含めないものとする。

(事前協議)

- 第7 事業主体は、この補助金の交付を申請しようとするときは、あらかじめその内容について知事に協議しなければならないものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

- 第8 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実施計画書	別記第1号様式	1部	知事が別に定める。
収支予算書	別記第2号様式		
名簿	別記第3号様式		
補助対象経費算出書	別記第4号様式		
都道府県税に未納がないことを証明できる書類の写し			
事業の実施の確実性が判断できる書類			
承諾書及び覚書（民間非住宅建築物を所有する者が補助金の交付を受けようとする場合は、提出を要しないものとする。）	別記第5号様式		
	別記第6号様式		

- 2 前項に規定する様式に加え、次の表の左欄に掲げる補助事業の種類に係る補助金等交付申請書には、当該補助事業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

補助事業の種類	書 類
地盤改良を行う事業	設計書の写し
	設計図面（位置図、平面図、立面図、対象部位の設計図面又は製品図面と製品仕様書）の写し
	契約書の写し（契約済みの場合）
木造化を行う事業	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による建築の確認又は第 15 条第 1 項の規定による届出が必要なものにあつては、同法第 6 条第 1 項の申請書（第 1 面から第 5 面まで。次項及び第 11 条において「建築確認申請書等」という。）及び確認済証の写し又は同法第 15 条第 1 項の規定による届出に係る建築工事届（第 1 面から第 3 面まで）の写し。ただし、行政機関の受理印がない建築工事届にあつては、建築工事届が当該行政機関に受理されたことを証明する書類を添付すること。
木質化を行う事業	
木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業を除く。）	
木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業に限る。）	見積書の写し
	製品図面の写し及び製品仕様書の写し
木造設計を行う事業	設計業務委託契約書の写し
	建築士事務所登録証明書の写し（交付から 3 か月以内のものに限る。）

- 3 この補助金の交付の申請時に前項に掲げる建築の確認又は届出が行われていない場合にあつては、前項の建築確認申請書等及び確認済証の写し又は建築工事届の写しは、規則第13条の規定による実績報告の時までに提出しなければならないものとする。
- 4 新規開業者であつて、この補助金の交付の申請時にまだ決算期を迎えていない場合については、都道府県税に未納がないことを証明する書類の提出を要しないものとする。
- 5 第2項に規定する添付する書類に加え、補助金等交付申請書には、次の表の左欄に掲げる事業主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

事業主体の区分	書 類
法人格を取得している事業主体	登記簿謄本の写し（交付から 3 か月以内のものに限る。）
	定款（会則等）の写し
法人格を取得していない事業主体（個人）	受理印のある開業届の控えの写し、又は個人事業開業届出済証明書の写し（交付から 3 か月以内のものに限る。）
法人格を取得していない事業主体（団体）	団体の規約、会則、設立趣意書又はこれに準じる書類の写し
	団体の会計処理や財産管理を確認できる書類の写し

- 6 補助金の交付の申請は、知事が別に定める期間内に行わなければならないものとする。

(交付条件)

第9 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事は、この補助金の趣旨を広く県民に周知することを目的として、必要に応じ、事業主体が実施した補助事業の内容に係る情報について提供を求めるとともに、その一部又は全部を公表する場合があること。
- (2) この補助金は、国又は県が交付する木材の利用を補助の条件とした補助金等について、同一補助対象物に対し重複して交付を受けることはできないものであること。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 次に掲げる補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - (ア) 補助事業の種類の変更
 - (イ) 補助事業費に係る自己負担割合の変更
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 補助金の交付申請後の補助事業の追加は、認めないものであること。
- (5) 補助金の交付申請後の補助金の増額は、認めないものであること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。
 - ア 補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告においてアにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を知事に報告するとともに、知事に返還しなければならないこと。
 - ウ イによる報告は、実績報告を行った年度の5月末日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の5月末日までに報告するものとする。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (9) 前号の財産は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年内において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (10) 前号の規定により知事の承認を得て第8号の財産を処分することにより、収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (11) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び

書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(事業の変更等)

第10 本要綱第9第3号アの規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更交付を伴うものにあつては、変更承認申請書の提出に代えて、補助金変更交付申請書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

書 類	様 式	提出部数
事業変更計画書	別記第1号様式	1部
変更収支予算書	別記第2号様式	
事業内容又は事業経費の内訳を明らかにする書類		

2 本要綱第9第3号イの規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業中止(廃止)承認申請書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業実績報告書の添付書類の様式等)

第11 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績報告書	別記第10号様式	1部	補助事業完了後1か月以内又は当該年度3月31日(その日が和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日前において最も近い休日でない日とする。)のいずれか早い日
収支決算書	別記第11号様式		
補助対象経費算出書	別記第4号様式		

2 前項に規定する様式に加え、次の表の左欄に掲げる補助事業の種類に係る補助事業等実績報告書には、当該補助事業の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

補助事業の種類	書 類
地盤改良を行う事業	設計書の写し
	設計図面(位置図、平面図、立面図、対象部位の設計図面又は製品図面と製品仕様書)の写し
木造化を行う事業	契約書の写し
木質化を行う事業	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による建築の確認又は第15条第1項の規定による届出が必要な
木製品整備を行う事業(完成した木製品を購入して行う事業)	ものにあつては、建築確認申請書等及び確認済証の写し又は同法第15条第1項の規定による届出に係る建築工事届(第1面か

を除く。)	ら第3面まで)の写し。ただし、行政機関の受理印がない建築工事届にあつては、建築工事届が当該行政機関に受理されたことを証明する書類を添付すること。
	地盤改良を行う事業にあつては、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく方法により、県内の森林で生産された合法木材であることを証明する証明書。木造化、木質化及び木製品整備を行う事業にあつては、紀州材認証システム実施要綱第2条第6項に定める紀州材証明書の写し。
	写真(地盤改良を行う事業にあつては、紀州材土中杭の数及び施工状況がわかる写真。木造化及び木質化を行う事業にあつては、補助対象部分の完成の状況がわかる写真。木製品整備を行う事業にあつては、木製品整備の完了の状況がわかる写真。)
木製品整備を行う事業(完成した木製品を購入して行う事業に限る。)	契約書の写し
	納品伝票の写し
	請求書の写し
	製品図面の写し及び製品仕様書の写し
	紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書の写し
	写真(木製品整備の完了の状況がわかる写真。)
木造設計を行う事業	設計業務委託契約書の写し
	設計書の写し
	構造部材一覧表(紀州材の割合が50%以上であることを確認できるもの。)
	設計図面(位置図、平面図、立面図、構造部材のうち紀州材の使用を確認できる図面等)の写し

3 前項の建築確認申請書等及び確認済証の写し又は建築工事届の写しについては、規則第4条の規定による補助金等交付申請書の提出の際等に既に提出し、かつ、その内容に変更がない場合は提出を要しないものとする。

(事業の着手及び完了)

第12 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定を受けてから行うものとする。

2 事業主体は、補助事業が完了したときは、速やかに完了届(別記第12号様式)を提出するものとする。

(交付決定前着手)

第13 やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、交付決定前着手届(別記第13号様式)をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(現地調査等)

第 14 事業主体が補助事業を実施した場合、知事は、規則第 14 条に規定する現地調査等を実施し、規則第 13 条の規定により報告された補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することができる。

2 事業主体は、前項の現地調査等に協力しなければならない。

(書類の経由)

第 15 規則及びこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 11 日から施行する。

(紀州材需要創出事業補助金交付要綱の廃止)

2 紀州材需要創出事業補助金交付要綱（平成 20 年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行し、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 23 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表 1

補助対象者	補助事業の種類	補助対象経費	上限単価	補助率	補助限度額	補助事業の条件
県内に自ら所有又は管理する民間非住宅建築物について、地盤改良、木造化、木質化若しくは木製品整備を行う者	地盤改良を行う事業	紀州材土中杭の購入に要する経費	紀州材土中杭 1 立方メートル当たり 33 千円。	補助対象経費に係る自己負担分の 1/2 以内	補助事業を実施しようとする者（以下、「事業主体」という。） 1 者当たり 10,000 千円（※1）（※2）（※3）。ただし、建築物木材利用促進協定を締結した事業主体は、協定締結後に 1 度だけ 15,000 千円とすることができるものとする。	本要綱第 5 第 2 号又は第 3 号に掲げる事業と併せて行うものであること。
	木造化を行う事業	紀州材の購入に要する経費	/			次のいずれかを満たすこと。
	木質化を行う事業					(1) 構造材等の部材を 5 立方メートル以上使用 (2) 内装材、外装材等の部材を合わせて 20 平方メートル以上使用
	木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業を除く。）					当該事業の補助対象経費が 200 千円以上となるものであること。ただし、子育て支援に関する木製品のみを整備する場合は、当該事業の補助対象経費が 50 千円以上となるものであること。
木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業に限る。）	木製品整備に要する経費	1 製品当たり 1,000 千円。ただし、学校施設（小学校、中学校等）における学習用机及び椅子の整備の場合は、当該机及び椅子 1 組につき 20 千円とする。				
民間非住宅建築物を所有又は管理する者と設計業務の委託契約を締結した建築士事務所登録者であって、木造設計を行う者	木造設計を行う事業	実施設計業務に要する経費	/	定額 （延べ面積 1 平方メートル当たり 1,600 円。）	事業主体 1 者当たり 2,000 千円。	次の全てを満たすこと。 (1) 本事業の対象が、木造又は混構造であり、かつ延べ面積 300 平方メートル超の民間非住宅建築物であること。 (2) 本事業の実績を活用した、民間非住宅建築物が建設されること。 (3) 構造部材使用量（立方メートル）に占める紀州材の割合が 50% 以上であること。

（※1）木質化を行う事業のみの場合、若しくは木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業を除く。）のみの場合、並びに両事業を併用する場合、補助対象面積が 20 平方メートル以上であれば 500 千円、40 平方メートル以上であれば 1,500 千円、70 平方メートル以上であれば 5,000 千円、100 平方メートル以上であれば 10,000 千円を補助限度額とする。

（※2）地盤改良を行う事業を併用する場合、補助限度額の内数にあっても、地盤改良を行う事業の補助限度額は、事業主体 1 者当たり 3,000 千円とする。

（※3）木製品整備を行う事業を併用する場合、補助限度額の内数にあっても、木製品整備を行う事業の補助限度額は、事業主体 1 者当たり 2,000 千円とする。ただし、建築物木材利用促進協定を締結した事業主体は、協定締結後に 1 度だけ 7,000 千円とすることができるものとする。

建築物木造木質化支援事業（変更）実施計画書

- 1 事業主体名
- 2 事業実施場所
- 3 施設名
- 4 施設概要

構造・階数		延べ面積		m ²
-------	--	------	--	----------------

5 事業費

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金額	円

6 補助金額の算出（木造設計を行う事業を除く。）

単位：円

補助事業の種類	①総事業費 (契約額又は見積額)	②補助対象経費 (千円未満切り捨て)	財源内訳（※本事業補助金を受給しない場合の財源の内訳を記入すること。）		⑤補助金額 (④×1/2、千円未満切り捨て)
			③他の補助金	④自己資金 (②－③)	
合計					

※「補助事業の種類」の欄には、「地盤改良、木造化、木質化、木製品整備」のうち、該当するものを選択し記入すること。

※補助金額が補助限度額を超える場合、「⑤補助金額」の欄には、「補助事業の種類」に応じた補助限度額を記入すること。

7 補助金額の算出（木造設計を行う事業に限る。）

単位：円

補助事業の種類	①総事業費 (契約額又は見積額)	②補助対象経費 (千円未満切り捨て)	財源内訳（※本事業補助金を受給しない場合の財源の内訳を記入すること。）		⑤補助金額 (④の金額の千円未満切り捨て)
			③他の補助金	④自己資金 (②－③)	
木造設計					

※補助金額が補助限度額を超える場合、「⑤補助金額」の欄には、補助限度額（2,000千円）を記入すること。

収支予算書（変更収支予算書）

収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
計		

【備考】

- 1) 他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。
- 2) 変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

支出の部

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
計		

【備考】

- 1) 他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。
- 2) 変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

補助対象経費算出書

1 補助対象経費の算出

補助事業の種類	①算出基礎額 (円)	②消費税相当 額 (円)	③予定価格に 対する契約額 の割合 (%)	④補助対象経費 ((①+②) ×③ ÷100) (円) ※千円未満切り捨て
地盤改良を行う事業				
木造化を行う事業				
木質化を行う事業				
木製品整備を行う事業 (完成した木製品を購入 して行う事業を除く。)				
木製品整備を行う事業 (完成した木製品を購入 して行う事業に限る。)				
木造設計を行う事業				
計				

【備考】 予定価格に対する契約額の割合については、次式により算出するものとする。

$$\text{予定価格に対する契約額の割合 (\%)} = \frac{\text{契約額 (消費税抜き額)}}{\text{予定価格 (消費税抜き額)}} \times 100$$

2 算出基礎額の算出

(1) 地盤改良を行う事業に係る算出基礎額

部材又は製品 の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

※部材又は製品ごとの単価が上限単価を超える場合、「単価」の欄には、「補助事業の種類」に応じた上限単価を記入すること。

(2) 木造化を行う事業に係る算出基礎額

部材又は製品 の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

(3) 木質化を行う事業に係る算出基礎額

部材又は製品 の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

(4) 木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業を除く。）に係る算出基礎額

部材又は製品の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

(5) 木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業に限る。）に係る算出基礎額

木製品の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

※木製品ごとの単価が上限単価を超える場合、「単価」の欄には、「補助事業の種類」に応じた上限単価を記入すること。

(6) 木造設計を行う事業に係る算出基礎額

	数量	単位	標準単価 (円/㎡)	金額(円)	備考
延べ面積		㎡	1,600		
計					

※ 記載しきれない場合等は、適宜行を追加すること。

承諾書

年 月 日

和歌山県知事 様

建築主（民間非住宅建築物を所有する者）

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

建築物木造木質化支援事業について、下記施設に係る手続き及び補助金の受け取り等のすべての業務を事業主体が行うことを了承します。

また、知事の求めに応じ、事業主体が実施した補助事業の内容に係る情報提供について協力するとともに、その一部又は全部が公表されることを承諾します。

記

1. 事業主体名 :

2. 事業実施場所 :

3. 施設名 :

4. 連絡担当者 : (名前) (電話番号)

※ 建築主（民間非住宅建築物を所有する者）以外の者が事業主体となる場合のみ提出すること。

※ 連絡担当者に確認させていただく場合があります。

年 月 日

覚書

事業主体は、建築主（民間非住宅建築物を所有する者）に対し、下記施設に係る「建築物木造木質化支援事業」の補助事業の種類、補助対象経費及び補助金の額について、十分に説明しており、また、事業主体が補助金の交付を受けることについて事業主体、建築主の双方が同意しております。

記

1. 事業主体名 :
2. 事業実施場所 :
3. 施設名 :
4. 補助対象経費 :
5. 補助金額 :

建築主（民間非住宅建築物を所有する者）

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

事業主体

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

別記第7号様式（第10関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

令和 年度建築物木造木質化支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた 年度建築物木造木質
化支援事業補助金の交付に係る事業については、下記のとおり計画変更したいので、建築物木造木質化
支援事業補助金交付要綱第10の規定により申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 計画変更の理由
- 3 計画変更の内容

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

令和 年度建築物木造木質化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた 年度建築物木造木質
化支援事業について、下記のとおり計画を変更して実施したいので、補助金を 円に変更
交付されたく、建築物木造木質化支援事業補助金交付要綱第10の規定により、関係書類を添えて申請
します。

記

1 申請額

変更後の交付申請額	金	円
変更前の交付申請額	金	円（既交付決定額 金 円）
増減額	金	円

2 事業変更の理由

別記第9号様式（第10関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

令和 年度建築物木造木質化支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた 年度建築物木造木質
化支援事業補助金の交付に係る事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、建築物木造木
質化支援事業補助金交付要綱第10の規定により申請します。

記

中止（廃止）の理由

建築物木造木質化支援事業実績報告書

- 1 事業主体名
- 2 事業実施場所
- 3 施設名
- 4 施設概要

構造・階数		延べ面積	m ²
-------	--	------	----------------

- 5 事業費

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金額	円

- 6 補助金額の算出（木造設計を行う事業を除く。）

単位：円

補助事業の種類	①総事業費 (契約額又は見積額)	②補助対象経費 (千円未満切り捨て)	財源内訳（※本事業補助金を受給しない場合の財源の内訳を記入すること。）		⑤補助金額 (④×1/2、千円未満切り捨て)
			③他の補助金	④自己資金 (②－③)	
合計					

※「補助事業の種類」の欄には、「地盤改良、木造化、木質化、木製品整備」のうち、該当するものを選択し記入すること。

※補助金額が補助限度額を超える場合、「⑤補助金額」の欄には、「補助事業の種類」に応じた補助限度額を記入すること。

- 7 補助金額の算出（木造設計を行う事業に限る。）

単位：円

補助事業の種類	①総事業費 (契約額又は見積額)	②補助対象経費 (千円未満切り捨て)	財源内訳（※本事業補助金を受給しない場合の財源の内訳を記入すること。）		⑤補助金額 (④の金額の千円未満切り捨て)
			③他の補助金	④自己資金 (②－③)	
木造設計					

※補助金額が補助限度額を超える場合、「⑤補助金額」の欄には、補助限度額（2,000 千円）を記入すること。

収支決算書

収入の部

単位：円

区 分	決 算 額	備 考
計		

【備考】

他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。

支出の部

単位：円

区 分	決 算 額	備 考
計		

【備考】

他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

令和 年度建築物木造木質化支援事業完了届

年度における下記の事業を完了したので、建築物木造木質化支援事業補助金交付要綱第 12 の
規定に基づき届出します。

記

補助事業の種類					
施 設 名					
【地盤改良を行う事業】					
	地盤改良に係る	着手	年	月	日
		完了	年	月	日
【木造化及び木質化を行う事業】					
	木造化、木質化に係る	着手	年	月	日
		完了	年	月	日
【木製品整備を行う事業】					
(購 入)	製品の購入		年	月	日
	木製品の設置完了		年	月	日
(請負現地施工)	木製品整備に係る	着手	年	月	日
		完了	年	月	日
【木造設計を行う事業】					
	木造設計に係る	着手	年	月	日
		完了	年	月	日

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

令和 年度建築物木造木質化支援事業補助金交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で建築物木造木質化支援事業補助金の交付を申請した
事業について、下記に掲げる条件を了承のうえ、別紙のとおり当該補助金の交付の決定前に着手したい
ので、同事業補助金交付要綱第 13 の規定により届け出します。

記

補助事業の種類	施設名	着手予定	備考
		年 月 日	

1 交付決定前に着手する理由

2 着手条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- (2) 補助金の不交付の決定又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額に満たない場合においても、異議がないこと。
- (3) 事業は、補助金の交付申請時の事業計画により実施するものとし、補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に計画変更は行わないこと。

令和 年度建築物木造木質化支援事業補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

和歌山県知事 岸本 周平 様

申請者 住所
氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

令和 年度において、建築物木造木質化支援事業を実施したいので、補助金
円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

（関係書類）

1. 建築物木造木質化支援事業実施計画書（別記第1号様式）
2. 収支予算書（別記第2号様式）
3. 名簿（別記第3号様式）
4. 補助対象経費算出書（別記第4号様式）
5. その他

令和 年度建築物木造木質化支援事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

和歌山県知事 岸本 周平 様

申請者 住所
氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

令和 年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定のあつた建築物木造木質化支援事業について、和歌山県補助金等交付規則第 13 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

（関係書類）

1. 建築物木造木質化支援事業実績報告書（別記第 10 号様式）
2. 収支決算書（別記第 12 号様式）
3. 補助対象経費算出書（別記第 4 号様式）
4. その他

別記第3号様式（和歌山県補助金等交付規則第16条関係）

令和 年度建築物木造木質化支援事業補助金交付請求書

金 円也

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった建築物木造木質化支援事業補助金について、和歌山県補助金等交付規則第16条の規定により上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

和歌山県知事 岸本 周平 様

請求者 住所
氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）